慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	監査等委員会設置会社への移行が監査報酬に与える影響に関する研究
Sub Title	A study on the effect of audit and supervisory committee on audit fee
Author	慶, 起顕(Kyung, Gihyeon) 太田, 康広(Ōta, Yasuhiro)
Publisher	慶應義塾大学大学院経営管理研究科
Publication year	2019
Jtitle	
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	修士学位論文. 2019年度経営学 第3552号
Genre	Thesis or Dissertation
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40003001-00002019-3552

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大学大学院経営管理研究科修士課程

学位論文（　　2019　年度）

論文題名

監査等委員会設置会社への移行が監査報酬に与える影響に関する研究

A study on the effect of audit and supervisory committee on audit fee

主　査	太田　康広
副　査	林　高樹
副　査	斎藤　卓爾
副　査	

氏　名	慶 起顕 (KYUNG GIHYEON)

論 文 要 旨

所属ゼミ	太田　研究会	氏名	慶　起顕（KYUNG GIHYEON）

（論文題名）

監査等委員会設置会社への移行が監査報酬に与える影響に関する研究
A study on the effect of audit and supervisory committee on audit fee

（内容の要旨）

本論文は、社外取締役の導入を促進させ取締役会の監督機能強化と不正防止を目的として平成 26 年会社法改正で新しく創設された監査等委員会設置会社という機関設計が会計監査人の報酬に与える影響について実証分析することを目的とする。

本研究では、監査等委員会設置会社への移行が社外取締役を増員させ会計監査人が行う監査リスク評価に肯定的な影響を与え監査報酬を減額させるという仮説に基づき、金融・保険業等を除いた東証一部上場企業を対象として実際に会計監査人に支払う監査報酬が減額しているのかについて検証する。研究方法として監査報酬を被説明変数とする回帰分析とコーポレートガバナンス制度を被説明変数とするロジット（プロビット）回帰分析を用いる。

日本では 2004 年 3 月以降の有価証券報告書に監査報酬が開示されるようになり監査報酬に関する研究の道が開き、2008 年 3 月以降に提出される有価証券報告書から監査報酬に関する情報の明記が義務付けられたことで有価証券報告書の提出義務がある企業の監査報酬情報が取得できるようになり研究が可能となった。しかしながら監査報酬に関する情報がデータベースで入手可能になったのは比較的最近であるため、日本国内の監査報酬に関する先行研究は多くない。

監査等委員会設置会社への移行が監査報酬に与える影響を実証分析することは、 監査等委員会設置会社が社外取締役の導入を促進させコーポレートガバナンスの仕組みとして制度趣旨に合致し統制リスクを低い水準に抑えたかを確認する点において研究する価値がある。

本論文では監査報酬を被説明変数とする回帰分析を通して、株式会社の機関設計として監査等委員会設置会社を置く東証一部上場企業の監査報酬が減額する傾向にあることを明らかにした。

また、コーポレートガバナンス制度ダミー変数を被説明変数とするロジット（プロビット）分析を通して、監査等委員会設置会社へ移行する企業は東証一部上場企業の中で規模が小さい企業であることと取締役会に対する独立社外取締役の選任比率が高まることを確認した。

社外取締役の人数（平均 2 人以上）が監査報酬に与える影響について、社外取締役の人数が相対的に多い企業でより多くの監査報酬を提案する（監査人・監査報酬問題研究会、2014 年版）という先行研究がある中で、監査等委員会設置会社は高い独立社外取締役比率を表しながら監査報酬額が減額する傾向にある。

従って監査等委員会設置会社は新しく創設された株式会社の機関設計として少ない役員数で取締役会を構成できるメリットを提供する一方、独立社外取締役の選任比率を高め、統制リスクを低い水準にすることで、監査報酬を減額させたと考えられる。

目次

1. アブストラクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

2. イントロダクション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

3. 先行研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

4. 研究方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

4－1. データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

4－2　リサーチデザイン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

(1) メイン分析

(2) 比較分析

(3) ロジット（プロビット）分析

5. 結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

5－1　メイン分析の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

5－2　比較分析の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

5－3　ロジット（プロビット）分析の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

6. 考察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

7. 参考文献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

修士論文

監査等委員会設置会社への移行が監査報酬に与える影響に関する研究

慶 起顕（KYUNG GIHYEON）
慶應義塾大学大学院　経営管理研究科

1. アブストラクト

本論文は、社外取締役の導入を促進させ取締役会の監督機能強化と不正防止を目的として平成26年会社法改正で新しく創設された監査等委員会設置会社という株式会社の機関設計が会計監査人の報酬に与える影響について実証分析することを目的とする。

本研究では、監査等委員会設置会社への移行が社外取締役を増員させ会計監査人が行う監査リスク評価に肯定的な影響を与え監査報酬を減額させるという仮説に基づき、金融・保険業等を除いた東証一部上場企業を対象として実際に会計監査人に支払う監査報酬が減額しているのかについて検証する。研究方法として監査報酬を被説明変数とする回帰分析とコーポレートガバナンス制度を被説明変数とするロジット（プロビット）回帰分析を用いる。

日本では2004年3月以降の有価証券報告書に監査報酬が開示されるようになり監査報酬に関する研究の道が開き、2008年3月以降に提出される有価証券報告書から監査報酬に関する情報の明記が義務付けられたことで、有価証券報告書の提出義務がある企業の監査報酬情報が取得できるようになった。しかしながら監査報酬に関する情報がデータベースで入手可能になったのは比較的最近であるため、日本国内の監査報酬に関する先行研究は多くない。

監査等委員会設置会社への移行が監査報酬に与える影響を実証分析することは、監査等委員会設置会社が社外取締役の導入を促進させコーポレートガバナンスの仕組みとして制度趣旨に合致し統制リスクを低い水準に抑えたかを確認する点において研究する価値がある。

本論文では監査報酬を被説明変数とする回帰分析を通して、株式会社の機関設計として監査等委員会設置会社を置く東証一部上場企業の監査報酬が減額する傾向にあることを明らかにした。

また、コーポレートガバナンス制度ダミー変数を被説明変数とするロジット（プロビット）分析を通して、監査等委員会設置会社へ移行する企業は東証一部上場企業の中で規模が小さい企業であることと取締役会に対する独立社外取締役の選任比率が高まることを確認した。

社外取締役の人数（平均2人以上）が監査報酬に与える影響について、社外取締役の人数が相対的に多い企業でより多くの監査報酬を提案する（監査人・監査報酬問題研究会、2014年版）という先行研究がある中で、監査等委員会設置会社は高い独立社外取締役比率を表しながら監査報酬額が減額する傾向にある。

したがって、監査等委員会設置会社は新しく創設された株式会社の機関設計として少ない役員数で取締役会を構成できるメリットを提供する一方、独立社外取締役の選任比率を高め、統制リスクを低い水準にすることで、監査報酬を減額させたと考えられる。

2. イントロダクション

アメリカでは2000年代相次いで発生した粉飾会計事件であるエンロン事件とワールドコム事件をきっかけに上場企業会計改革および投資家保護法（SOX法）が制定された。この法律は会計不祥事を未然に防ぐことで投資家を保護し財務諸表の信頼性を高めることを目的としている。

日本でも2005年5月のカネボウ事件や2006年1月のライブドア事件など有価証券虚偽表示事件が発生し内部統制の重要性が認識され2006年6月日本版SOX法と呼ばれる金融商品取引法が制定された。

平成26年会社法改正では内部統制強化を目的に社外取締役の要件が厳格化され監査等委員会設置会社が新しく創設された。監査等委員会設置会社とは、監査等委員会を置く株式会社をいい（会社法2条11号の2）社外取締役の導入を促進させ取締役会の監督機能を強化し、内部統制の有効性を高めることで不正リスクを抑えること

を制度趣旨とするコーポレートガバナンス制度の一つである。

このように法律でコーポレートガバナンス制度を強化する理由は、会計監査人による外部監査が不正を未然に防ぐことに対し限界があるからである。会計監査の制度趣旨は財務諸表の作成が一般に公正妥当と認められる会計基準（Generally Accepted Accounting Principles, GAAP）に準拠しているかについて保証することであり、不正リスクをゼロにすることではない。

現在の監査はリスクアプローチという概念を採用している。リスクアプローチとは、監査人が重要な虚偽表示リスク（RMM、Risk of Material Misstatement）の高い項目に重点的に人員や時間を充てて、効果的、効率的に監査を実施し、重要な虚偽表示を防止及び発見・是正することにより、監査リスクを合理的に低い水準に抑える手法をいう（監査論、p224）

監査リスクは固有リスク（IR、Inherent Risk）と統制リスク（CR、Control Risk）からなる重要な虚偽表示リスク（RMM）を基準に発見リスク（DR、Detection Risk）を見積もることよって決定される。

図表１　監査リスクモデル

監査リスク(AR)＝重要な虚偽表示リスク(RMM)×発見リスク（DR）
重要な虚偽表示リスク(RMM)＝固有リスク(IR)×統制リスク（CR）

AR=Audit Risk, IR=Inherent Risk, CR=Control Risk, DR=Detection Risk,
RMM=Risk of Material Misstatement

固有リスクは財務諸表を作成することで起こりうるリスクであり、会計上の見積もりによる虚偽表示など財務諸表の勘定科目に関係するリスクである。次に統制リスクは内部統制が想定通りに機能しないことが原因で不正会計を看過してしまうリスクである。

そして発見リスクは会計監査人が監査を行って財務諸表の重要な虚偽表示を見逃してしまうリスクである。最後に監査リスクは内部統制と会計監査を行っても不正を看過してしまうリスクである。

会計監査人はリスクアプローチ適用の原則に従って財務諸表項目すべてを監査するのではなく、サンプリングによる試査で財務諸表が適正に表示されているかを判断する。監査人による保証は不正がないという絶対的保証ではないため、内部統制の有効性を向上させ統制リスクを低い水準にすることは監査リスクを最小限にするうえで重要である。

監査報酬は直接監査コストと間接監査コストで算定される。直接監査コストは監査チーム内メンバーの時給と監査時間をかけた変動費であり、間接監査コストは監査時間に関係なくかかる固定費に相当する。リスクアプローチ適用の原則と監査報酬の構成からすると監査報酬の増減は監査に投入される監査人の人数と監査時間によって左右されることになる。したがって、監査資源投入量に比例する監査報酬は監査品質の代替指標として考えられる。

図表２　監査等委員会設置会社　移行推移

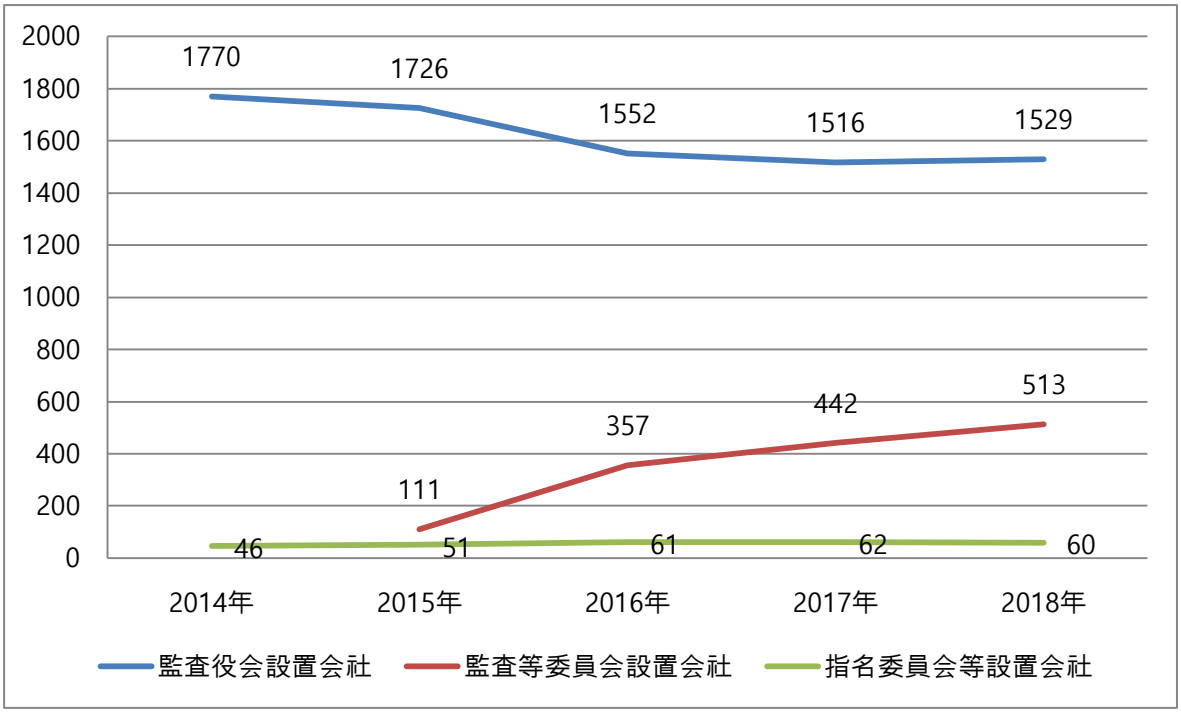

2018年8月1日に日本取締役会が行った東証一部上場企業を対象としたコーポレートガバナンス調査では、平成26年会社法改正以降、監査等委員会設置会社へ移行する東証1部上場企業が2015年111社から2018年513社まで増え、全体の約24%を占めている。移行推移をみると監査等委員会設置会社へ移行する企業はほとんど監査役

会設置会社である。

監査等委員会設置会社への移行が監査報酬に与える影響を実証分析することは、監査等委員会設置会社が社外取締役の導入を促進させコーポレートガバナンスの仕組みとして制度趣旨に合致し統制リスクを低い水準に抑えたかを確認する点において研究する価値がある。

3. 先行研究

監査報酬に関する先行研究は、監査報酬の決定要因に関する研究と特定の説明変数が監査報酬に与える影響に関する研究に分けられる。Simunic(1980)は監査報酬に関する実証研究のパイオニアであり、監査報酬評価モデルを提示したことで監査報酬に関する研究の道を開いた。彼の監査報酬評価モデルは監査報酬が被監査企業の規模、複雑性、リスクなどによって説明されることを示した。

またSimunic(1980)はBig８の大型監査法人が他の監査法人に比べ規模の経済の影響で低い監査報酬を請求していることを示した。さらにSimunic(1980)の研究によって、連結子会社数、海外資産の割合、売上債権、棚卸資産、損失ダミーが監査報酬の決定に影響を与えることが明らかにされた（矢澤、2009）。Palmorse(1986)はSimunic(1980)が提示した監査報酬決定モデルに新しい説明変数として被監査人の産業を追加しモデルを検証した。

日本では2004年3月以降の有価証券報告書に監査報酬が開示されるようになり監査報酬に関する研究の道が開いた。また、2008年3月以降に提出される有価証券報告書から監査報酬に関する情報の明記が義務付けられたことで有価証券報告書の提出義務がある企業の監査報酬情報が取得できるようになった。しかしながら監査報酬に関する情報がデータベースで入手可能になったのは比較的最近であるため、日本国内の監査報酬に関する先行研究は多くないのが現状である。

矢澤(2009)はSimunic(1980)の監査報酬評価モデルが日本においてどのように反映されているのかについて検証し、日本でも被監査企業の規模、複雑性、リスクによって監査報酬が算定されることを示した。さらに矢澤（2011）は内部統制監査と四半期レビュー制度の導入によって監査報酬評価モデルの説明力が向上することを確

認し、監査報酬には、総資産、連結子会社、負債比率、累積損失、大手監査人、被監査業務が基本的な関連性を持っていることを証明した。

特定の説明変数が監査報酬に与える影響については日本公認会計士協会から委託研究を受けて監査人・監査報酬問題研究会が作成した上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書に記載されている研究が多い。監査人・監査報酬問題研究会では社外取締役人数（2014年版）、外国人株主の株式保有割合（2015年版）、IFRSの適用（2017年版）など特定の説明変数が監査報酬に与える影響について実証分析した。

監査等委員会設置会社は社外取締役の導入を促進させるためのコーポレートガバナンス制度として社外取締役の人数と関連性が高いといえる。先行研究では社外取締役の人数（平均2人以上）が監査報酬に与える影響について、社外取締役の人数が相対的に多い企業でより多くの監査報酬を提案するとされている（監査人・監査報酬問題研究会、2014年版）。

4. 研究方法

4-1. データ

実証分析に用いたデータをまとめたのが図表３である。2016 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日までの決算期 3 年間のデータを EOL 及び日経 NEEDS から収集した。収集したデータから連結決算期変更企業、銀行・保険・証券・商品先物取引業、欠損値、非上場企業になった企業を除去し、合計 5,741 のデータを基に分析を行った。

図表 3　データ

東証 1 部　2018 年度（2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日）	2,140
東証 1 部　2017 年度（2017 年 4 月 1 日~2019 年 3 月 31 日）	2,128
東証 1 部　2016 年度（2016 年 4 月 1 日~2017 年 3 月 31 日）	2,002
合計	6,270
連結決算期変更企業	-81
銀行・保険業、証券・商品先物取引業	-353
監査人・監査報酬データ欠損値	-89
非公開企業	-6
合計	5,741

4-2. リサーチデザイン

Simunic（1980）が示した監査報酬評価モデルは以下のように表すことができ、この概念モデルによれば監査報酬は被監査企業の規模、複雑性、リスク、その他の要因で説明される。

$$\mathrm{AFEE} = \alpha + \beta_1 \ln(Size) + \beta_2 \sum(complexity) + \beta_3 \sum(Risk) + \beta_4 \sum(others)$$

被監査企業の規模は監査報酬に最も大きな影響力を持つ説明変数であり、規模を表す変数は総資産、売上総利益などが考えられる。監査報酬は被監査企業の規模に比例して会計監査人による実査、立会、確認が必要とされる監査対象項目が増えるため、監査資源投入量が増加し監査報酬は高くなる。

次に複雑性は監査報酬を増額させる要因で被監査企業の子会社数、事業セグメント数、国際展開の有無などが複雑性の変数として挙げられる。海外に子会社が多い企業やグローバル企業は財務諸表を多言語で作成するケースが多く、海外の子会社は現地の監査法人によって監査されるのでグローバル企業が支払う監査報酬は高いと推測できる。

概念モデルにおけるリスクは勘定科目がもつ会計上のリスク、企業の収益性、負債依存度などが考えられる。会計上のリスクはリスクアプローチにおける固有リスク（IR）に相当するものであり、会計上の不正リスクが懸念される企業にはより多くの監査資源が必要となるので監査報酬と正の相関が予測される。

次に収益性は純損失、連続赤字など業績が悪化した場合のリスクである。赤字が何年も続いている企業の場合、株主資本が減少することになるので監査リスクが高くなり監査報酬は高くなる。そして負債依存度は総資産に対する負債の依存度で一定水準を超えると倒産リスクが高まり監査報酬は増額すると予測する。

最後は監査報酬に影響を与えるその他の変数である。例えば監査の質を表す変数やコーポレートガバナンス制度が挙げられる。概念モデルと先行研究によってすでに分析された説明変数を踏まえて、監査等委員会設置会社への移行が監査報酬に与える影響を分析するための実証モデルとして次の式を提示する。

(1) メイン分析

$$AFEE = a + \beta_1 ASSET_i + \beta_2 CONSLD_i + \beta_3 ROE_i + \beta_4 DELATIO_i + \beta_5 LOH_i + \beta_6 LOSS_i + \beta_7 BIG4_i + \beta_8 SEC_i + \beta_9 IFRS_i + \beta_{10} CWAASC_i + \beta_{11} PBR_i + yD$$

この式は監査報酬（AFEE）を被説明変数にして、被監査企業の規模、複雑性、リスク、その他の要因として挙げられる多くの説明変数の中で、先行研究によって明らかになった代表的な変数を説明変数として用いる。上記の式は被監査企業の総資産（ASSET）、連結子会社数（CONSLD）、自己資本利益率（ROE）、有利子負債比率（DELATIO）、手元流動性比率（LOH）、損失ダミー（LOSS）、大手監査法人ダミー（BIG4）、SEC 採用企業ダミー（SEC）、IFRS 適用企業（IFRS）、株式純資産倍率（PBR）、年次ダミー（ｙD）を説明変数としている。

そして本論文の仮説を検証するために監査等委員会設置会社ダミー（CWAASC）を特定変数として用いる。監査等委員会設置会社への移行はコーポレートガバナンスの仕組みとして取締役会における独立社外取締役比率を高め、内部統制に肯定的な影響を与えると考えられるので監査報酬は減額すると予測する。

メイン分析では、3 年間の時系列データと銀行・金融業を除いた東証一部企業のクロスセクションデータをまとめたパネルデータで回帰分析を行う。

(2) 比較分析

コーポレートガバナンス制度は監査役会設置会社（CWA）、監査等委員会設置会社（CWAASC）、指名等委員会設置会社（CWNC）の三つがある。この分析は監査等委員会設置会社以外のコーポレートガバナンス制度が監査報酬に与える影響を明らかにした上で監査等委員会設置会社と比較することを目的とする。

$$AFEE = a + \beta_1 ASSET_i + \beta_2 CONSLD_i + \beta_3 ROE_i + \beta_4 DELATIO_i + \beta_5 LOH_i + \beta_6 LOSS_i + \beta_7 BIG4_i + \beta_8 SEC_i + \beta_9 IFRS_i + \beta_{10} CWA_i + \beta_{11} PBR_i + yD$$

$$AFEE = a + \beta_1 ASSET_i + \beta_2 CONSLD_i + \beta_3 ROE_i + \beta_4 DELATIO_i + \beta_5 LOH_i + \beta_6 LOSS_i + \beta_7 BIG4_i + \beta_8 SEC_i + \beta_9 IFRS_i + \beta_{10} CWNC_i + \beta_{11} PBR_i + yD$$

監査役会設置会社は上場 1 部企業の約 7 割を占めているため監査報酬に与える影響は薄いと考えられる。一方、指名等委員会設置会社は多数の委員会が設置されることから規模の大きい企業が想定されるため監査報酬は他のコーポレートガバナンス制度に比べ高いと予測する。

(3) ロジット（プロビット）分析

$$CWAASC \cdot CWA \cdot CWNC = a + \beta_1 AFEE_i + \beta_2 ASSET_i + \beta_3 IODR_i + yD$$

最後にコーポレートガバナンス制度ダミー変数を被説明変数とするロジット（プロビット）分析を通して監査報酬、企業の規模、コーポレートガバナンス制度の関係性について調べる。

ロジット（プロビット）分析には、コーポレートガバナンスに関連する説明変数として監査報酬（AFEE）、総資産（ASSET）、独立社外取締役比率（IODR）を用いる。独立社外取締役比率は三つのコーポレートガバナンス制度の中で指名等委員会設置会社が一番高いと思われる。

監査等委員会設置会社は取締役会の中に監査等委員会を設置することで監査役会設置会社に比べ役員を減らせるメリットがあるため、上場 1 部企業の中でも比較的規模が小さい企業が多いと推測される。小人数の役員で取締役会が構成できても、独立社外取締役の選任は監査等委員会の過半数以上と規定されているため、取締役会の中で独立社外取締役が占める割合は高いと考えられる。

監査役会設置会社は取締役会と監査役会を設置する組織構成であり、監査役会の過半数を社外監査役にしなかればならない。しかしながら取締役会の独立社外取締役の選任は任意であるため、独立社外取締役比率は他のコーポレートガバナンス制度に比べ低いと予想される。

メイン分析からロジット（プロビット）分析まで用いた変数の定義は図表４にまとめてある。

図表4　変数定義

要素	変数	変数名	定義
被説明変数	監査報酬	AFEE	ln（監査報酬）
説明変数			
規模	総資産	ASSET	ln（総資産）
複雑性	連結子会社数	CONSLD	ln（子会社数）
	連結子会社欠損値ダミー	CONSLDD	平均値を入れた欠損値であれば１、それ以外は0
収益性	自己資本利益率	ROE	当期純利益÷自己資本×100
会計リスク	有利子負債比率	DELATIO	有利子負債/自己資本×100
	有利子負債比率欠損値ダミー	DELATIOD	平均値を入れた欠損値であれば１、それ以外は0
	手元流動性比率ダミー	LOH	手元流動性÷月商<1であれば１、それ以外は0
	損失ダミー	LOSS	損失があれば１、なければ0
監査の質	大手監査法人ダミー	BIG4	大手監査法人であれば１、それ以外は0
会計基準	SEC採用企業ダミー	SEC	採用企業であれば１、それ以外は０
	IFRS適用企業ダミー	IFRS	適用企業であれば１、それ以外は０
特定変数	監査等委員会設置会社ダミー	CWAASC	監査等委員会設置会社であれば１、それ以外は０
	監査役設置会社ダミー	CWA	監査役会設置会社であれば１、それ以外は０
	指名委員会等設置会社ダミー	CWNC	指名委員会等設置会社であれば１、それ以外は０
その他	株式純資産倍率	PBR	株価÷BPS
	独立社外取締役比率	IODR	独立社外取締役÷取締役会人数
	年次ダミー	yD	2017年ダミー、2016年ダミー

＊LOH：Liquidity On Hand

＊IODR：Independent Outside Director Ratio

＊CWAASC：Company With Audit And Supervisory Committee

＊CWA：Company With company Auditors

＊CWNC：Company With Nominating committee

5．結果

5-1　メイン分析の結果

図表５　記述統計量

	平均値	中央値	最小値	25%	75%	最大値	標準偏差
AFEE	3.955	3.761	2.197	3.401	4.290	8.065	0.831
ASSET	11.356	11.204	7.213	10.266	12.315	19.496	1.640
CONSLD	2.647	2.639	0.000	1.792	3.497	7.350	1.269
CONSLDD	0.076	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000	0.266
ROE	0.085	0.084	-7.227	0.051	0.124	1.026	0.164
DELATIO	0.594	0.293	-1.919	0.084	0.719	37.530	1.136
DELATIOD	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000	0.042
LOH	0.210	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000	0.408
LOSS	0.068	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000	0.252
BIG4	0.769	1.000	0.000	1.000	1.000	1.000	0.421
SEC	0.008	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000	0.088
IFRS	0.070	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000	0.254
CWAASC	0.238	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000	0.426
PBR	2.120	1.305	0.000	0.860	2.204	61.335	2.970

図表 5 はメイン分析で用いた変数の記述統計量である。AFEE、ASSET、CONSLD は対数（log）変換された値であり、平均と中央値に大きな差がなく対数正規分布に従っている。CONSLDD と DELATIOD は欠損値に平均を入れたダミー変数で連結子会社数と DELATIO 変数にそれぞれ約 7.5%、約 0.2%の欠損値があることを表している。

BIG4 は平均値が 0.769、標準偏差が 0.421 であり、上場 1 部企業の約 77%が大手監査法人による会計監査を受けていることを示している。そして SEC、IFRS を会計基準として採択している東証一部上場企業は SEC が約 0.1%、IFRS が約 7%であり、日本会計基準（J-GAAP）を採択している企業が多いのが特徴的である。

CWAASC は平均値 0.238、標準偏差 0.426 であることから約 24%が監査等委員会設置会社であることを示している。図表６はメイン分析の式に用いた変数の相関関係について R でピアソン相関係数を求めた表である。

図表6　相関係数

	AFEE	ASSET	CONSLD	CONSLDD	DELATIO	DELATIOD	LOH	ROE	LOSS	BIG4	SEC	IFRS	CWAASC	PBR
AFEE	1.000	0.840	0.677	-0.219	0.135	-0.029	0.142	-0.029	-0.007	0.182	0.251	0.373	-0.143	-0.161
ASSET	0.840	1.000	0.626	-0.214	0.157	-0.020	0.140	-0.013	-0.073	0.100	0.183	0.294	-0.162	-0.251
CONSLD	0.677	0.626	1.000	0.183	0.093	0.006	0.081	-0.009	-0.009	0.069	0.171	0.295	-0.098	-0.073
CONSLDD	-0.219	-0.214	0.183	1.000	-0.021	0.051	-0.020	-0.003	-0.013	0.038	0.034	-0.055	0.038	0.144
DELATIO	0.135	0.157	0.093	-0.021	1.000	0.000	0.097	-0.163	0.107	0.024	-0.016	0.032	-0.034	-0.012
DELATIOD	-0.029	-0.020	0.006	0.051	0.000	1.000	-0.011	0.011	-0.011	-0.007	-0.004	-0.011	-0.004	0.017
LOH	0.142	0.140	0.081	-0.020	0.097	-0.011	1.000	-0.011	-0.018	0.032	-0.007	-0.015	-0.045	-0.089
ROE	-0.029	-0.013	-0.009	-0.003	-0.163	0.011	-0.011	1.000	-0.378	-0.006	0.008	0.048	0.005	0.233
LOSS	-0.007	-0.073	-0.009	-0.013	0.107	-0.011	-0.018	-0.378	1.000	-0.017	-0.016	-0.017	0.024	-0.027
BIG4	0.182	0.100	0.069	0.038	0.024	-0.007	0.032	-0.006	-0.017	1.000	0.011	0.044	-0.029	0.022
SEC	0.251	0.183	0.171	0.034	-0.016	-0.004	-0.007	0.008	-0.016	0.011	1.000	-0.024	-0.036	-0.013
IFRS	0.373	0.294	0.295	-0.055	0.032	-0.011	-0.015	0.048	-0.017	0.044	-0.024	1.000	-0.016	0.044
CWAASC	-0.143	-0.162	-0.098	0.038	-0.034	-0.004	-0.045	0.005	0.024	-0.029	-0.036	-0.016	1.000	0.029
PBR	-0.161	-0.251	-0.073	0.144	-0.012	0.017	-0.089	0.233	-0.027	0.022	-0.013	0.044	0.029	1.000

図表7　推定結果

(監査等委員会設置会社ダミー)

説明変数	panel　(N=5,761)			
	Fixed-effect model			
	Estimate	t value	p value	
ASSET	0.291	18.240	0.000	***
CONSLD	0.188	9.876	0.000	***
CONSLDD	-0.474	-4.466	0.000	***
ROE	-0.091	-2.605	0.009	**
DELATIO	0.000	0.036	0.971	
DELATIOD	-0.176	-3.180	0.001	**
LOH	0.078	47.094	0.000	***
LOSS	0.117	5.059	0.000	***
BIG4	0.206	85.163	0.000	***
SEC	0.990	8.082	0.000	***
IFRS	0.349	20.029	0.000	***
CWAASC	-0.020	-4.392	0.000	***
PBR	0.008	8.786	0.000	***
Adj. R^2	0.79795			

．、＊、＊＊、＊＊＊、はそれぞれ10%、5%、1%、0.1%水準で有意

図表 7 は監査報酬を被説明変数、監査等委員会設置会社ダミーを特定変数とする回帰式の結果をまとめた表である。パネル分析は固定効果モデルを用いて分析し不均一分散が確認されたため図表 7 は WHITE 修正後の結果を示している。

回帰式の説明力を表す修正済みR^2は 79.8%であり、監査報酬に関する先行研究の説明力が 60～70%水準であることから、より高い水準の結果が得られた。

総資産（ASSET）と連結子会社数（CONSLD）の係数は 0.29、0.19 で有意な正の相関を示す。企業の規模と複雑性に比例して監査報酬が高くなるのは先行研究によって証明された内容であり、本研究でも同様の結果を得た。

次に企業の収益性を表す自己資本利益率（ROE）の係数は-0.091 で負の相関を示している。黒字の企業は経営が安定していて不正会計を行う動機が少ないことから監査報酬の減額につながっていると解釈できる。

会計リスクについて有利子負債比率である DELATIO は説明変数の中で監査報酬に有意な結果が得られなかった。続いて手元流動性比率（LOH）と損失ダミー（LOSS）の係数はそれぞれ 0.078、0.117 であり、手元流動性が低い企業と赤字の企業の監査報酬が高くなる傾向があることを示す。

監査の質について大手監査法人ダミー（BIG4）の係数は 0.206 で正の相関となった。Simunic(1980)で大手監査法人は規模の経済が効いて監査報酬を安く請求するという研究結果がある一方、日本では大手監査法人のほうが人件費が高く、多くの監査資源を投入できることから監査報酬は増額する。矢澤（2009）の研究においても大手監査法人は監査報酬と正の相関となっている。

次に会計基準の説明変数である米国基準（SEC）の係数は 0.99 で 1 に近い数値を表している。SEC 適用企業は 2018 年度決算期を基準にしたときに東証一部上場企業の中でも 10 社しかいないため、サンプル数が少ないという限界がある。

国際会計基準（IFRS）の係数は 0.349 で有意な相関となった。IFRS 適用企業と監査報酬の関係は 2017 年度監査人・監査報酬問題研究会によって研究されたテーマであり、先行研究と同じく有意な結果となった。IFRS 適用による監査報酬の有益な増加は IFRS 導入の 3 期前から導入期まで続くことが明らかにされてある（監査人・監査報酬研究会、2017）。

監査等委員会設置会社ダミー（CWWASC）の係数は-0.02 で負の相関となった。監査等委員会設置会社への移行が社外取締役を増員させ会計監査人が行う監査リスク評価に肯定的な影響を与え監査報酬を減額させるという仮説と一致する結果である。

最後に株式純資産倍率（PBR）の係数は 0.008 であり有利子負債比率（DELATIO）を除いた有意な説明変数の中では監査報酬に与える影響力が一番小さい。

5-2. 比較分析の結果

図表8　推定結果

(監査役会設置会社ダミー、指名等委員会設置会社ダミー)

説明変数	CWA (N=5,761)				CWNC (N=5,761)			
	Fixed-effect model				Fixed-effect model			
	Estimate	t value	p value		Estimate	t value	p value	
ASSET	0.292	18.300	0.000	***	0.291	17.695	0.000	***
CONSLD	0.188	9.854	0.000	***	0.188	9.895	0.000	***
CONSLDD	-0.474	-4.459	0.000	***	-0.475	-4.467	0.000	***
ROE	-0.091	-2.631	0.008	**	-0.092	-2.651	0.008	**
DELATIO	0.000	0.049	0.961		0.000	0.013	0.989	
DELATIOD	-0.176	-3.091	0.002	**	-0.174	-3.006	0.002	**
LOH	0.078	44.155	0.000	***	0.079	40.831	0.000	***
LOSS	0.116	5.059	0.000	***	0.116	5.014	0.000	***
BIG4	0.206	86.664	0.000	***	0.205	91.917	0.000	***
SEC	0.992	8.094	0.000	***	0.983	8.001	0.000	***
IFRS	0.350	21.858	0.000	***	0.339	23.364	0.000	***
CWA / CWNC	0.011	1.436	0.151		0.064	1.928	0.054	.
PBR	0.008	8.835	0.000	***	0.008	9.114	0.000	***
Adj, R^2	0.79788				0.79798			

. 、＊、＊＊、＊＊＊、はそれぞれ10%、5%、1%、0.1%水準で有意

監査等委員会設置会社以外のコーポレートガバナンス制度である監査役会設置会社と指名等委員会設置会社が監査報酬に与える影響を表しているのが図表8である。メイン分析の回帰式の中からコーポレートガバナンス制度ダミーだけ変えて回帰分析を行った。図表８はWHITE修正後の結果である。

比較分析結果、監査役会設置会社は意味のある優位水準が得られなかったため、有意な影響を与えているとは言えない。一方、指名等委員会設置会社は係数が0.06で10%水準で監査報酬は増額することがわかった。指名等委員会設置会社は三つの委員会を構成することから上場一部企業の中でも規模の大きい企業が多く予想通りの結果が得られた。

メイン分析と比較分析を通して監査等委員会設置会社は監査報酬に負の影響を与え、指名等委員会設置会社は監査報酬に正の影響を与えることが明らかになった。

最後に監査報酬、企業の規模、コーポレートガバナンス制度の関係性について調べるためにコーポレートガバナンス制度を被説明変数とするロジット（プロビット）分析を行った。ロジット分析とプロビット分析の結果は回帰係数とT-vauleにおいて微妙な違いはあるものの、優位水準と説明変数の符号が一致するのでまとめて説明することにする。

5-3．ロジット（プロビット）分析の結果

図表9　ロジット分析の推定結果

説明変数	CWAASC（ N=5,761）			CWA（ N=5,761）			CWNC（ N=5,761）		
	Logit Model			Logit Model			Logit Model		
	estimate	t value		estimate	t value		estimate	t value	
(Intercept)	0.68	2.70	**	1.08	4.48	**	-16.74	-16.78	***
AFEE	-0.28	-3.63	***	0.15	2.08	*	-0.03	-0.15	
ASSET	-0.14	-3.69	***	0.07	2.02	*	0.64	5.89	***
IODR	3.09	11.15	***	-5.35	-18.82	***	14.43	16.77	***
yD2017	0.07	0.86		-0.10	-1.31		0.11	0.41	
yD2016	-0.31	-3.80	***	0.23	2.84	**	0.24	0.91	

．、＊、＊＊、＊＊＊、はそれぞれ10%、5%、1%、0.1%水準で有意

図表10　プロビット分析の推定結果

説明変数	CWAASC（ N=5,761）			CWA（ N=5,761）			CWNC（ N=5,761）		
	Probit Model			Probit Model			Probit Model		
	estimate	t value		estimate	t value		estimate	t value	
(Intercept)	0.36	2.50	*	0.63	4.43	***	-8.29	-17.64	***
AFEE	-0.15	-3.43	***	0.08	1.98	*	0.01	0.12	
ASSET	-0.08	-3.97	***	0.05	2.25	*	0.31	5.73	***
IODR	1.84	11.27	***	-3.16	-19.21	***	7.04	17.14	***
yD2017	0.04	0.94		-0.06	-1.41		0.07	0.57	
yD2016	-0.18	-3.81	***	0.14	2.91	**	0.11	0.88	

．、＊、＊＊、＊＊＊、はそれぞれ10%、5%、1%、0.1%水準で有意

分析の結果、監査報酬（AFEE）は監査等委員会設置会社が有意な負の相関を示し、監査役会設置会社が有意な正の相関となった。監査報酬を被説明変数とする回帰分析では監査役会設置会社と監査報酬の間で有意な相関がみられなかったのに対し、ロジット（プロビット）分析では1%水準で有意な結果が得られた。

規模（ASSET）は監査等委員会設置会社と指名等委員会設置会社で0.1%の有意水準を示し、監査役会設置会社では5%の有意水準を示した。統計結果から大規模の企業が指名等委員会設置会社を選択することと監査等委員会設置会社へ移行したのは東証一部上場企業の中で規模が小さい企業であることが確認された。

次に独立社外取締役比率（IODR）の統計結果をみると監査等委員会設置会社の独立社外取締役比率は有意な正の相関を示し、監査役会設置会社は独立社外取締役の選任が任意であることから両分析とも有意な負の相関を示している。指名等委員会設置会社は三つの委員会を構成することから有意な正の相関を示す。

三つのコーポレートガバナンス制度において有意な結果を示した説明変数は企業の総資産（ASSET）と独立社外取締役比率（IODR）である。追加的にコーポレートガバナンス制度ごとの説明変数の平均がどのような関係性にあるかについて検討した。ロジット（プロビット）分析に用いた説明変数の平均をコーポレートガバナンス制度ごとにまとめたのが図表11である。

図表11

平均値	CWAASC	CWA	CWNC
AFEE（監査報酬）	3.7427	3.9879	5.0097
ASSET（総資産）	10.8803	11.4444	13.2758
IODR（独立社外取締役比率）	29.33%	24.45%	50.29%

平均値をみると監査報酬（AFEE）と総資産（ASSET）は監査等委員会設置会社監査役会設置会社、指名等委員会設置会社順に大きくなっている。独立社外取締役比率（IODR）の平均値をみると指名等委員会設置会社が 50.29%で取締役会の 5 割以上が社外取締役である。監査等委員会設置会社の独立社外取締役比率（IODR）は 29.33%で 24.45%の監査役会設置会社より高いことが確認された。

6．考察

本論文では監査等委員会設置会社が監査報酬に与える影響について実証分析を行った。まず監査報酬を被説明変数とする回帰分析を通して、株式会社の機関設計として監査等委員会設置会社を置く東証一部上場企業の監査報酬が減額する傾向にあることが確認できた。

また、コーポレートガバナンス制度ダミー変数を被説明変数とするロジット（プロビット）分析を通して、監査等委員会設置会社へ移行する企業は東証一部上場企業の中で比較的規模が小さい企業であることと監査等委員会設置会社へ移行することで取締役会に対する独立社外取締役の選任比率が高まることが判明された。

社外取締役の人数（平均2人以上）が監査報酬に与える影響について、社外取締役の人数が相対的に多い企業でより多くの監査報酬を提案する（監査人・監査報酬問題研究会、2014年版）という先行研究がある中で、監査等委員会設置会社は高い独立社外取締役比率を表しながら監査報酬額が減額する傾向にある。

以上のことから監査等委員会設置会社は新しく創設された株式会社の機関設計として少ない役員数で取締役会を構成できるメリットを提供する一方、独立社外取締役の選任比率を高め、統制リスクを低い水準にすることで、監査報酬を減額させたと考えられる。

今後の研究課題としては、①研究対象の拡大、②Cross-Country 研究が挙げられる。本論文は上場 1 部企業を対象とした研究であるため、すべての上場企業において同様の結果が得られるかについて検討する必要がある。次に私の母国である韓国でも監査委員会が導入され監査委員会が監査報酬に与える影響について研究されていることから日本と韓国を比較する Corss-Country 研究は残された研究課題となるであろう。

7. 参考文献

Simunic, D., 1980 “The pricing of Audit Services”: Theory and Evidence. *Journal of Accounting Research* 18(1) : 161-190.

Palmrose, Z. 1986 “Audit Fees and Auditor Size”: Further Evience. *Journal of Accounting Research* (Spring) : pp.97-110.

矢澤憲一. 2009. 「監査報酬評価モデルの研究」『青山経営論集』44 (3) 229 - 256

矢澤憲一. 2011. 「コーポレートガバナンス,監査報酬,利益管理の関連性」『会計プログレス』 (12) : 28 - 44

矢澤憲一. 2012. 「監査報酬の評価モデルの研究(2)内部統制監査の導入に焦点を当てて(2007 - 2011)」『青山経営論集』47(1) : 79 - 97

盛田良久ほか. 2016. 『スタンダートテキスト監査論』中央経済社

監査人・監査報酬問題研究会. 2013. 「監査報酬の実証分析」『2013年版上場企業監査人・監査報酬実態報告書』日本公認会計士協会 25-32

監査人・監査報酬問題研究会. 2014. 「2013年度監査報酬等データから解ること」『2014年版上場企業監査人・監査報酬実態報告書』日本公認会計士協会 28-34

監査人・監査報酬問題研究会. 2015. 「外国人株主の株式所有割合と監査報酬」『2015年版上場企業監査人・監査報酬実態報告書』日本公認会計士協会 28-36

監査人・監査報酬問題研究会. 2016. 「監査人の交代による監査報酬への影響」『2016年版上場企業監査人・監査報酬実態報告書』日本公認会計士協会 23-35

監査人・監査報酬問題研究会. 2017. 「IFRSの適用が監査報酬へ及ぼす影響に関する分析」『2017年版上場企業監査人・監査報酬実態報告書』日本公認会計士協会 46-58

監査人・監査報酬問題研究会. 2018. 「監査報酬と重要な監査事項の関係に関する実証分析」『2018年版上場企業監査人・監査報酬実態報告書』日本公認会計士協会 43-61

監査人・監査報酬問題研究会. 2019. 「IFRS導入による監査報酬及び非監査報酬への影響」『2019年版上場企業監査人・監査報酬実態報告書』日本公認会計士協会 43-63